

資料4

学校給食費について

学校給食法第11条（経費の負担）

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費という。」）は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

	あ ま 市	
令和2年度 小学校調定総額	234,804,710円	
令和2年度 中学校調定総額	130,606,459円	
計	365,411,169円	
小学校納入総額	234,350,418円	
中学校納入総額	130,109,179円	
計	364,459,597円	
	人 数	金 額
令和2年度 未納額（小学校）	26人	454,292円
令和2年度 未納額（中学校）	24人	497,280円
未 納 計	50人	951,572円

小学生 1食当たり 260円（うち10円を公費負担）

中学生 1食当たり 290円（うち10円を公費負担）